

第3章 計画の目標

第2章で述べた二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)などの温室効果ガスは、廃棄物の焼却処分によっても発生するため、廃棄物の発生抑制(Reduce リデュース)、再使用(Reuse リユース)、再生利用(Recycle リサイクル)を進めることは、温室効果ガス排出量の削減につながります。

また、製造業が盛んである県内経済の持続的発展を図りつつ循環型社会の構築を目指すには、サーキュラーエコノミーを意識した取組が必要です。廃棄物の最初の出口にあたる廃棄物の排出量に着目するだけでなく、端材の再利用、廃棄物の再生利用にも着目し、信頼性の高い処理業者による質の高いリサイクルにより、資源循環が高度化されるような社会を目指し、更なる資源の有効活用を促していくことが必要です。

本計画では、県民一人ひとりが消費者として生活の中で、又は事業者として事業活動の一環の中で、それぞれの段階における創意工夫を行い、各団体や行政機関と連携して一層の循環型社会に向けた取組を進めていくこととします。

こうした取組を実践するときに呼び掛けるため、本計画では次の標語を掲げます。

“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。

～ふじのくにのゼロエミッション～

出たごみをどうするかよりも、捨てるごみそのものを減らしていくこと、資源として使えるものは繰り返し使い、活かせるものを増やす工夫をすること、その考え方を幅広い世代の県民の皆様に分かりやすく示し、みんなで取り組んでいきたい、そして静岡県から全国へ、世界へ発信していきたい、という思いを込めました。

これを達成するために、一般廃棄物及び産業廃棄物並びに食品ロスに関する目標指標を次の1から3のように設定します。

なお、目標指標のほか、資源化(分別回収・直接資源化・中間処理後再生利用等)などの取組が分かる補助的な指標を設定します。

Topic

もったいない!!

これまでの循環型社会形成計画計画の標語から

本県ではこれまで3次にわたり循環型社会形成計画を策定し、ごみの削減やリサイクルなどについての考え方を示すとともに県民の皆さまにも実践や協力をお願いしてきました。この呼び掛けのとき大事なのがキャッチフレーズ(標語)です。

これまでの計画ではどうでしょうか。

第1次 (計画期間)平成 18 年度～平成 22 年度

(基本目標) 県民総参加による循環型社会の形成

第2次 (計画期間)平成 23 年度～平成 27 年度

(標語) 「もったいない!!」「さらに1割”ごみ削減

第3次 (計画期間)平成 23 年度～平成 27 年度

(標語) あ～すのために「もったいない!!」衣・食・住でごみ削減

あ～す:明日/地球(アース)

第2次計画からは「もったいない」の言葉が使われています。「もったいない」は、環境分野で世界初のノーベル平和賞受賞者、ケニアのワンガリ・マータイさんが世界に広めた日本語で、使えるモノを最後まで大切に使う日本の伝統文化、日本人の気質を象徴するものです。

今回の第4次計画の標語では、「もったいない」の言葉は使っていませんが、私たちがこれから向かう将来の循環型社会では欠かすことのできない考え方です。その心は、「捨てる”を減らそう。活かす”を増やそう。」にしっかり込めています。

皆さんの生活の中で「もったいない」を意識し、「捨てる”もの、活かす”ものをもう一度考えてみませんか。

Topic

Up cycle (アップサイクル)

生活や事業活動の様々な過程において一旦不要になったものを廃棄せず、新たなデザインを加えて蘇らせたり、質の低下を伴わない味のある製品にしたりして、新たな価値を生み出していくことをいいます。環境と経済が好循環する持続可能な循環型社会を形成するというイメージを表しています。

捨てないことを楽しみながら創意工夫する活動が広がってきています。

1 一般廃棄物の数値目標

区 分	令和元年度 (基準値)	令和8年度 (目標値)
1人1日当たりの排出量 (g/人日)	885	848
1人1日当たりの最終処分量 (g/人日)	43	39

(1) 数値目標設定の考え方

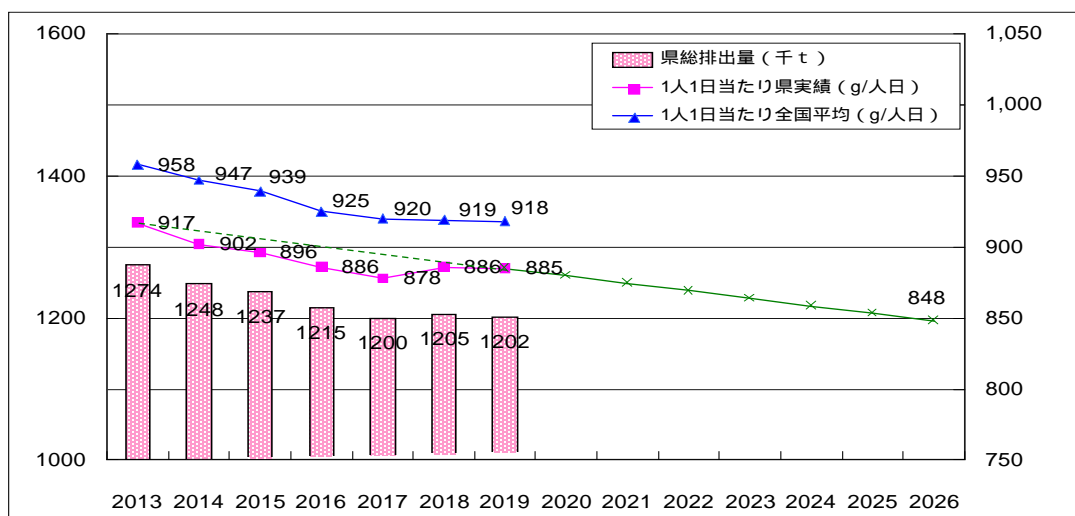
ア 1人1日当たりの排出量 (g/人日)

前述のとおり、総排出量、1人1日当たりの排出量とも平成15年度以降継続した減少は、このところ足踏みがみられ、下げ止まり感があります。

実績値がある令和元年度までの下げ止まりの状況については、これまでのトレンドとして捉えることができますが、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、外出自粛や感染予防対策など、これまでにない行動が求められ、人々の生活様式が大きく変化したことから、廃棄物の排出傾向についても大きく変化したものと考えられます。

新型コロナウイルス感染症拡大以降の大まかな傾向として、生活系ごみは増加し、事業系ごみは減少していると推測されています。新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは未だ不明であり、今後のごみの排出量の推移を予測することは困難です。

本計画で、廃棄物の削減を目指すに当たり、これまでの実績を踏まえて傾向を分析し、合理的に排出量を予測した上で目標を定め、排出抑制などの方策を検討すべきところですが、ごみの排出量の予測が困難な状況であることから、本指標の数値目標については、次のように考えることとします。



図表 27 一般廃棄物排出量 (1人1日当たり) の推移と予測

第3次計画の計画期間で削減された実績（平成25年917g/人日 令和元年885g/人日）の削減率（1年当たり5.3g/人日）を維持することとします。ただし、社会情勢等が安定し将来の予測が可能になった時点で目標数値を見直すこととします。

Topic

1人1日5.3gごみ減量！ どのくらい減らせばいいの？

上の削減目標について考えてみましょう。5.3g/人日とは、5.3gの減量を全ての人が毎日繰り返していくことです。では、5.3gとはどのくらいでしょうか。

例えばレジ袋は、スーパーなどで買い物をしたときの大きめの袋がおよそ5g、また、コンビニのお弁当についている使い捨てのプラスチック製スプーンがおよそ5gです。もし、今まで捨てていたのなら、それを捨てないようにするだけでその日の目標達成！ですね。そんなちょっとした注意を毎日続けていけばいいのです。

1日5.3g減らすイメージが湧きましたか？

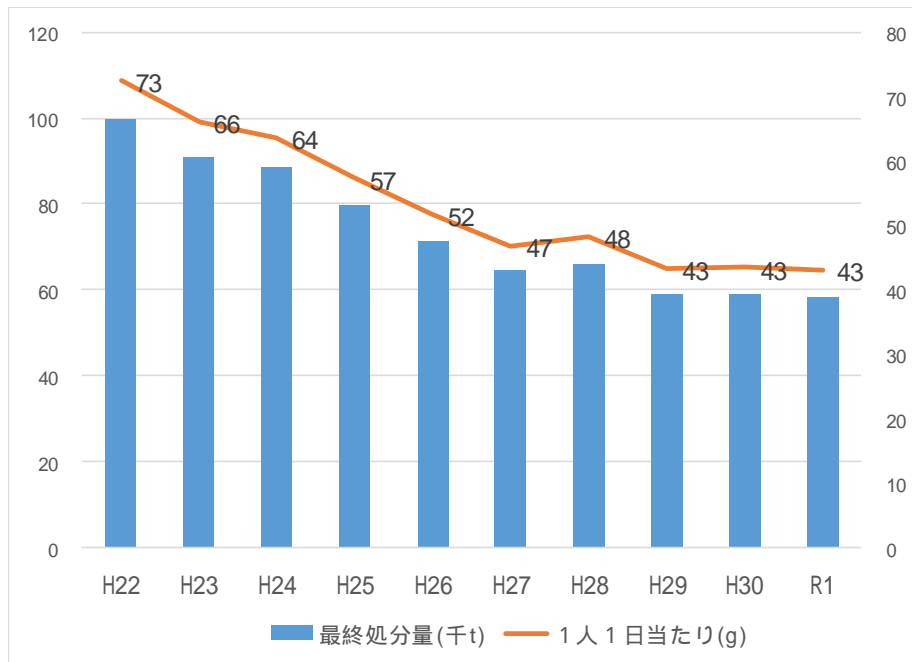
ところで、不要になったものをそのまま捨てたら？ごみは減りません。といっても、使っ
て要らなくなってしまったものは、捨てざるを得ません。そこで大切なのが、“不要になるものは始めから使わない”こと。一度きり使って捨ててしまうものなら、使わずに済ます方法を考えましょう。例えばレジ袋をもらう代わりにマイバッグを携帯する、スプーンは洗って繰り返し使えるものを使う、など。毎日の生活の中で何気なく使っているものの中には、き
っとごみ減量のネタが見つかりますよ。

イ 1人1日当たりの最終処分量（g/人日）

サーキュラーエコノミーにおいては、ごみを減らすことにとどまらず、たとえごみになったものでも、資源として利用できるものは繰り返し利用することが重要です。

このため、家庭や事業所から廃棄物として排出されたものについて、最終処分までの中間処理過程で市町や処理業者がリサイクルを徹底し、最終処分量を可能な限り減らすことが必要であることから、最終処分量を指標とします。ただし、今後見込まれる人口減少の影響を排除するため、1人1日当たりとします。

最終処分量は横ばいで推移していますが、令和元年度の実績（43g/人日）から1割削減することを目標とします。ただし、社会情勢等が安定し将来の予測が可能になった時点で目標数値を見直すこととします。



図表 28 一般廃棄物最終処分量（1人1日当たり）の推移

(2) 国の指標との関係

循環基本計画（国）の指標との比較は次のようになります。

区分		令和元年度 実績	令和7年度 目標	令和8年度 目標
1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	県	885	-	848
	国	918	850	-

市町等は増加する処理経費の上昇を抑えるため、従来の直営から、委託や許可業者による処理へ切り替えるなど経費を圧縮する努力をしています。

＜一般廃棄物の処理経費の推移＞

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人件費	9,043,057 (100)	8,814,459 (97)	8,319,331 (92)	8,172,205 (90)	8,043,892 (89)
収集運搬費	616,647 (100)	544,528 (88)	543,607 (88)	617,359 (100)	565,287 (92)
中間処理費	6,243,491 (100)	7,101,644 (114)	6,694,604 (107)	5,868,965 (94)	5,981,684 (96)
最終処分費	870,085 (100)	783,399 (90)	864,829 (99)	767,197 (88)	833,021 (96)
委託費	21,388,060 (100)	21,471,690 (100)	21,485,217 (100)	22,466,413 (105)	23,389,035 (109)
車両購入費 調査研究費	89,919 (100)	132,914 (148)	102,978 (115)	71,958 (80)	79,131 (88)
計	38,251,259 (100)	38,848,634 (102)	38,010,566 (99)	37,964,097 (99)	38,892,050 (102)
減価償却費	6,843,136 (100)	6,303,631 (92)	5,960,988 (87)	5,073,527 (74)	4,168,993 (61)
合計	45,094,395	45,152,265	43,971,554	43,037,624	43,061,043
人口	3,772,151	3,758,591	3,745,448	3,728,124	3,711,481
県民1人当たりの 処理単価(円)	11,955 (100)	12,013 (100)	11,740 (98)	11,544 (97)	11,602 (97)

- ・()内数値は、平成 27 年度を 100 とした指数
- ・「人件費」:給与費、手当、賃金、福利費、報酬、退職給与金、研修費、報償費等職員に係る経費
- ・「収集運搬費」:収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運搬に係る人件費以外の経費
- ・「中間処理費」:処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の維持管理費用等人件費以外の中間処理に係る経費
- ・「委託費」:施設運転の委託、収集運搬の委託等廃棄物処理に関して他市町、自市町が所属していない事務組合、民間業者に対して委託契約をし、これに基づいて支出した経費
- ・「減価償却費」:施設の耐用年数を 10 年とし、過去 10 年間の施設建設費(中間処理施設・最終処分場)の年平均として算出した経費

2 産業廃棄物の数値目標

区 分	令和元年度 (基準値)	令和8年度 (目標値)
最終処分量(千トン)	229	229

(1) 数値目標設定の考え方

ア 最終処分量(千t)

3Rの推進状況を判別できるよう、最後まで廃棄物として扱われる量を示す最終処分量を目標指標とします。

最終処分量は近年増加傾向にあります。今後数年は、インフラ整備や解体工事の増加等によりさらに増加する可能性があるため、排出事業者や処分業者による削減の取組により現状を維持することを目標とし、22万9千t(令和元年度実績)を目標値としました。

<参考>

図表 29 業種別排出量 (単位:千t/年)

区 分	実績 令和元年度	予測 令和8年度
製造業	4,203	4,203
建設業	2,937	3,032
電気・ガス・水道業	1,756	1,756
農業	779	705
その他	329	314
計	10,004	10,010

製造業は、これまでも排出量と経済指標の増減は一致しておらず、また、人口減少の影響を直接受けないものと考えられているため、令和8年度までの排出量は令和元年度と同水準と予測しました。

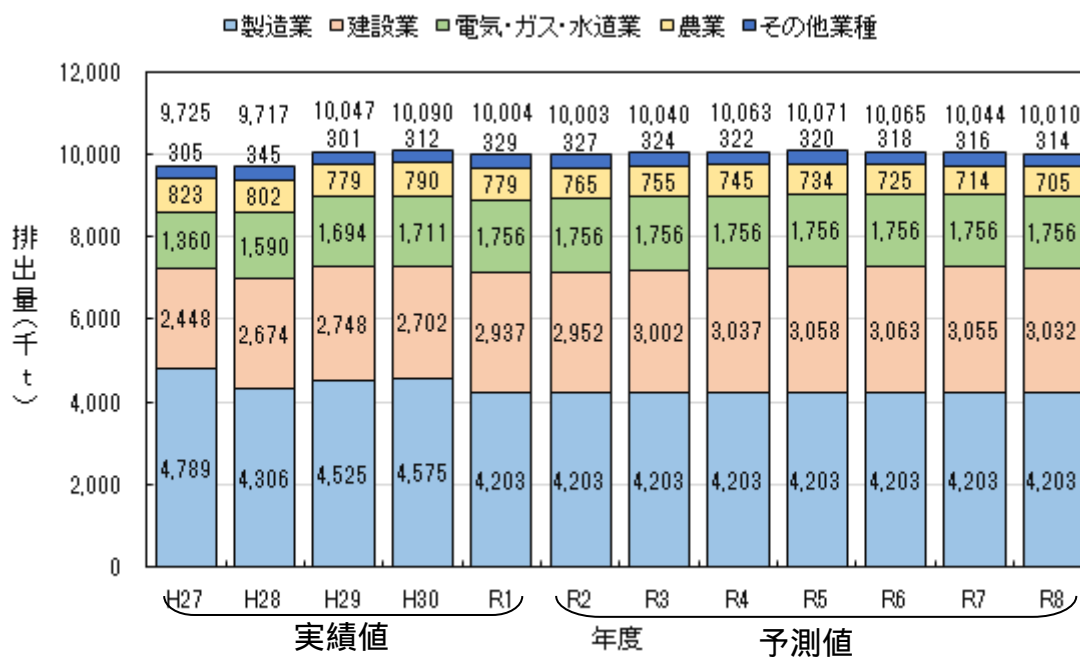
建設業は、人口減少の影響を受け減少していくと考えられる一方で、今後数年間は、社会インフラ及び建物の老朽化に伴う維持管理及び解体工事が増加することが考えられます。そのため、過去5年間の多項式近似式¹により、令和8年度までの排出量を予測しました。その結果、令和6年度をピークに増加しその後減少に転じますが、令和8年度においても令和元年度実績より増加する見込みとなりました。

¹多項式近似式：変動値が増減する場合に用いられる近似式です。

電気・ガス・水道業は、下水道業（下水処理場）の排出量が約8割を占めていますが、汚泥の濃縮方法による影響を受けるため、下水道人口普及率と一致しない傾向があることから、現状を維持するものと予測しました。

農業は、排出量の減少が今後も続く見込みのため、過去5年間の回帰式²により、令和8年度までの排出量を予測しました。

「その他」の業種は、将来人口の減少率で排出量も推移すると予測しました。



図表 30 産業廃棄物の排出量の実績と見込み

産業廃棄物の排出量は、令和5年度まで増加した後減少に転じますが、令和8年度においても令和元年度実績より増加する見込みとなりました。

排出量の将来予測を基に、再生利用量、減量化量、最終処分量について、令和元年度と同じ割合で処理されるものと仮定すると、令和8年度の最終処分量は23万1千tとなります。

将来予測に基づく最終処分率は2.3%（231千t（最終処分量）/10,010千t（排出量））となります。

²回帰式（線形近似）：減少量が一定と仮定される場合に用いられる近似式です。

図表 31 将来予測処理量

区 分	実績	予測
	令和元年度	令和 8 年度
排出量(千 t/年)	10,004	10,010
再生利用量	4,378	4,388
減量化量	5,397	5,392
最終処分量	229	231
最終処分率(%)	2.3	2.3

注：四捨五入のため、排出量の合計が一致しない場合がある。

(2) 国の指標との関係

循環基本計画及び廃棄物処理基本方針では、1千万 t を目標としています。

区分		実績（最新値）	目標値
最終処分量	県	令和元年度（基準値） 229 千 t	令和 8 年度 229 千 t
	国	平成 30 年度 913 万 t	令和 7 年度 1,000 万 t

3 食品ロスの数値目標

区分	令和3（2021）年度 （基準値）	令和8（2026）年度 （目標値）
ア 食品ロス削減推進計画を策定する市町数	0	35
イ 食品ロス削減のキャンペーンの協力店舗数	705 （令和3年6月）	新規協力 50店舗

(1) 数値目標設定の考え方

ア 食品ロス削減推進計画を策定する市町数

食品ロスの削減を推進していくためには、より生活に身近な自治体において、各地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要です。

地域における食品ロスの削減のためには、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等が重要です。食品ロス削減推進法第13条の規定により、市町は「市町村食品ロス削減推進計画」を策定するよう努めるものとされていることから、全市町が策定することを目標とします。

イ 食品ロス削減のキャンペーンの協力店舗数

県では、外食店で適量を注文して残さず食べることを呼び掛ける「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」を実施しており、外食店をはじめとする事業者と連携して取り組むことは食品ロスの削減のために重要です。過去の協力店舗数の伸びを参考に、現在の協力店舗数の約7%を新規に増やすことを目標とします。

(2) 国の指標との関係

ア 国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」

国の食品ロス量は、平成12（2000）年度に980万トン、令和元（2018）年度に570万トンと推計されており、令和12（2030）年度には489万トン（平成12年度比半減、令和元年度比14.2%減）まで削減することを目標としています。

家庭系では、平成12年度に433万トン、令和元年度に261万トンと推計されており、令和12年度には216万トン（平成12年度比半減、令和元年度比17.2%減）まで削減することを目標としています。

事業系では、平成12年度に547万トン、令和元年度に309万トンと推計されており、令和12年度には273万トン（平成12年度比半減、令和元年度比11.7%減）まで削減することを目標としています。

区分	平成 12 (2000)年度 推計	令和元 (2019)年度 推計	令和 12 (2030)年度 目標	令和元年度 比 削減率(%)
国の食品ロス量 (万トン)	980	570	489	14.2
家庭系	433	261	216	17.2
事業系	547	309	273	11.7

都道府県の食品ロス量は、統一的な推計方法が確立しておらず、国は都道府県の食品ロス量を積み上げていないため、数値目標は設定していません。なお、国では、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を、平成 30 年度の 71% から 80% に引き上げる目標も掲げています。

第4章 施策の展開

“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。

～ふじのくにのゼロエミッション～

私たちは、持続的発展ができる社会を次世代につなげていくために、資源や環境に関する課題に取り組む必要があります。

資源の消費は、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、自然破壊など様々な環境問題に密接に関係し、資源の持続可能な利用が世界の大きな課題となっています。

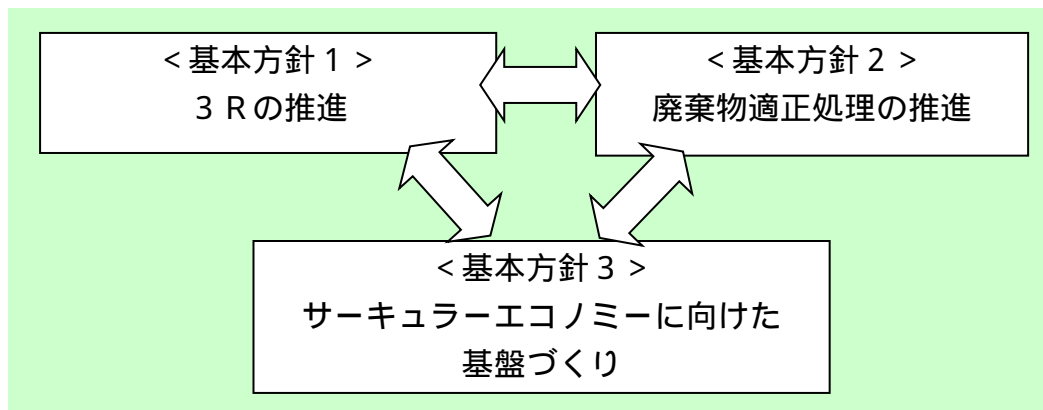
これまで、循環基本法、資源有効利用促進法、個別リサイクル法、廃棄物処理法等が整備され、それらによる各種制度に基づき、県民の3Rを意識した行動の定着化など、個人のライフスタイルが少しずつ変化し、製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築等、産業界におけるリサイクルの取組も進化してきました。その結果、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は減少傾向を維持するとともに、再資源化の取組が高度化してきています。

今後は、環境と経済が両立するよう、「サーキュラーエコノミー」の視点を取り入れ、一層の循環型社会に向けた取組を進める必要があります。「サーキュラーエコノミー」の実現に向けて、環境に配慮した製品やサービスが消費者に支持され、それが生産の好循環につながるよう、行政や生産・流通・回収・リサイクルなどの業界との連携だけでなく、県民の意識改革や行動変容を促しながら推進していく必要があります。

また、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする行動科学の知見（ナッジ nudge：そっと後押しする）の活用により行動変容を促す工夫も必要です。

プラスチックごみ対策や食品ロス削減対策といった地球規模で解決すべき重要な課題に対しても、重点的に取り組んでいく必要があります。

“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。
～ふじのくにのゼロエミッション～



(参考) 循環基本法で定められた責務

国、地方公共団体、事業者及び国民は、それぞれの責務のもと、循環型社会の形成を推進します。

< 国の責務 >

- ・ 基本的・総合的な施策の策定・実施

< 地方公共団体の責務 >

- ・ 循環資源の循環的な利用及び処分のための措置の実施
- ・ 自然的社会的条件に応じた施策の策定・実施

< 事業者の責務 >

- ・ 循環資源を自らの責任で適正に処分（排出者責任）
- ・ 製品、容器等の設計の工夫、引取り、循環的な利用等（拡大生産者責任）等

< 国民の責務 >

- ・ 製品の長期利用
- ・ 再生品の使用
- ・ 分別回収への協力 等

各主体に期待される役割

区分	役割・取組等
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の「排出の抑制」「再生品の使用」「分別排出」について国や地方公共団体（県、市町）の施策に協力（廃棄物の減量化、適正な処理） ・ 商品購入の際に環境配慮設計された商品やサービスを選択 ・ 生じた不用品をなるべく自ら処分する ・ 一般廃棄物の排出のルールを守る（分別・回収方法、各種リサイクル法に基づく料金負担や引渡し） ・ 食品ロス削減に係る、3つのポイント「買いすぎない」「使いきる」「食べきる」などの実践や、事業者の取組への理解と積極的な利用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物又は事業系一般廃棄物）について、自らの責任で適正処理又は再生利用等の減量努力 ・ 国や地方公共団体（県、市町）の施策に協力（廃棄物の減量化、適正な処理） ・ 製造・販売した商品の修繕・回収体制の整備（拡大生産者責任） ・ 廃棄物処理業者、中間処理業者は、適正処理とともに分別の徹底、再資源化、エネルギー回収の努力 ・ プラスチックごみや食品ロス等の削減のため施設の高度化や商慣習の見直し、人材育成、県民の理解を得る取組などの努力
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の処理主体（固有事務）としての減量の取組 ・ 一般廃棄物処理計画の策定 ・ 住民の自主的な活動の促進 ・ 適正処理に必要な措置 ・ 処理事業の能率的な運営（職員の資質向上、施設の整備、作業方法の改善等） ・ 食品ロスの現状把握や食品ロス削減推進計画の策定、食品ロス削減の取組
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡県循環型社会形成計画の策定及び推進（循環型社会形成推進基本法に基づく国の基本計画及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理計画として策定） ・ 市町（一般廃棄物）に対する必要な技術的援助 ・ 産業廃棄物の状況把握、適正な処理に必要な措置 ・ 食品ロス削減に係る県民の意識啓発及び事業者や市町の取組促進
国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 循環型社会形成推進基本法の制定及び同法に基づく基本計画の策定 ・ 各種リサイクル法の制定・改正 ・ 循環型社会形成推進基本法の制定及び同法に基づく基本計画の策定 ・ 食品ロス削減推進法の制定及び同法に基づく基本方針の策定 ・ 廃棄物の排出抑制、適正な処理の確保 ・ 廃棄物の排出抑制及び適正処理に関する意識啓発（国民及び事業者）

基本方針 1 3Rの推進

(1)廃棄物の発生抑制・再使用の推進	ア 衣・食・住で取り組む発生抑制 イ ごみ処理有料化の検討 ウ 排出事業者における廃棄物削減の取組の推進 エ 各種リサイクルの推進 オ リサイクル製品認定制度の普及推進 カ エネルギー回収の促進
(2)プラスチックごみ対策の推進	ア 海洋プラスチックごみ防止の取組 イ プラスチック資源のリサイクルの徹底 ウ プラスチック代替素材への転換促進

基本方針 2 廃棄物適正処理の推進

(1)事業者指導の強化と優良事業者の育成	ア 排出事業者処理責任の指導の徹底 イ 産業廃棄物処理施設・処理業者への指導の強化 ウ 優良産廃処理業者認定取得業者の拡大 エ 電子マニフェストの普及促進 オ 自動車リサイクル法に基づく監視・指導の実施 カ 建設工事におけるパトロール等監視・指導の実施 キ 事業者表彰の実施 ク 産業廃棄物の適正処理の推進 ケ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理の推進 コ ICTを活用した監視・指導
(2)不法投棄対策の推進	ア 早期発見・早期撤去の取組拡大 イ 啓発活動等の推進 ウ 監視の強化 エ 関係者との緊密連携 オ ICTを活用した早期発見・監視
(3)災害廃棄物の適正処理の推進	ア 静岡県災害廃棄物処理計画の充実 イ 広域連携体制の構築
(4)廃棄物処理体制の充実	ア ごみ処理の広域化、ごみ処理施設の集約化の推進 イ 不用品回収業者対策の強化 ウ 海岸漂着物等対策の推進 エ 感染症対策による事業継続

基本方針 3 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり

(1)新たなプラスチック戦略の推進	ア 海洋プラスチックごみ防止の取組（再掲） イ プラスチック資源のリサイクルの徹底（再掲） ウ プラスチック代替素材への転換促進等（再掲）
(2)食品ロス対策の推進	ア 県民の意識啓発及び事業者等の取組促進 イ フードバンク等の取組への支援
(3)循環産業の振興支援	ア 環境ビジネスの裾野の拡大 イ 静岡県環境ビジネス協議会への支援 ウ リサイクル製品認定制度の普及推進（再掲）
(4)住民等への啓発、関係機関との連携強化	ア 環境教育の推進 イ 消費者教育等の推進 ウ 各種表彰制度の実施 エ 静岡県環境衛生自治推進協会連合会（環自連）との連携 オ 関係機関との連携強化

基本方針 1 3 R の推進

1 現状と課題

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用の推進

一般廃棄物排出量は、日常生活におけるごみの削減や低減の取組により、十数年間減少傾向が続いていたものの、近年は減少が足踏みしています。1人1日当たりの排出量を生活系・事業系の内訳で見ると、生活系は減少している一方、事業系はほぼ横ばいとなっています。2020年から世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症拡大に伴い生活様式が変化しつつあり、今後の廃棄物の排出状況に影響することも考えられます。

県民のインターネットモニターアンケート調査結果(令和3年度県調査)では、ごみ問題への高い関心や、「3R」の言葉の浸透がうかがえます。また県民の皆様と県幹部職員との意見交換の場である県政さわやかタウンミーティングでは、世界的な問題となっているプラスチックごみ削減の取組や、ポイ捨て防止の徹底などを求める声があります。

日常生活のあらゆる場面において、ごみ減量、リサイクルの意識啓発を強化し、生活系、事業系を含めた一般廃棄物全体の削減対策を継続する必要があります。産業廃棄物では、建設リサイクル法に基づく建設廃棄物の分別解体及び再資源化等は着実に進展し、建設廃棄物全般の再資源化率・縮減率は高いレベルとなっていますが、最終処分量に占める割合が大きいため、引き続き高い再資源化率等を維持するとともに、リサイクル製品における素材としての品質低下、割高な製品単価、需要と供給のミスマッチなどの課題を解決し、活用を推進することが必要です。

図表 32 建設リサイクル再資源化等状況（平成 30 年度実績）（単位：％）

対象品目		全国	静岡県	R6年度全国目標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.5	99.8	99%以上
コンクリート塊		99.3	97.9	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	96.2	85.2	97%以上
建設汚泥		94.6	96.3	95%以上
建設混合廃棄物	排出率 *	3.1	2.2	3.0%以下
	再資源化・縮減率	63.2	55.2	-
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	97.2	96.4	98%以上

* 排出率：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

(出典) 全国、R6年度全国目標：建設リサイクル推進計画 2020(国土交通省) 令和2年9月30日

静岡県：平成30年度建設副産物実態調査結果(中部地方版) 令和2年1月24日

また、そのほかの多量排出事業者等における排出抑制や再生利用の積極的な取組を推進する必要があります。

食品リサイクルについては、川上である食品製造業から川下である外食産業に向かうにしたがって再生利用が減っており、再生利用率を向上させることが必要です。

図表 33 食品廃棄物等の再生利用の状況

	年間発生量	再生利用量	再生利用率
食品製造業	714,547t	617,189t	86.4%
食品卸売業	4,325t	2,327t	53.8%
食品小売業	26,672t	6,542t	24.5%
外食産業	16,893t	4,548t	26.9%
食品産業計	762,437t	630,606t	82.7%

出典：食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における「都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量」集計結果より静岡県データ抜粋（農林水産省公表・平成30年度実績）

(2) プラスチックごみ対策の推進

プラスチックごみの増加に伴う海洋汚染や生態系への影響が世界的な問題となっています。プラスチック製品を使用する生活スタイルを見直し、プラスチックごみの発生を抑制するとともに、ポイ捨て防止や清掃活動などにより海洋流出を防止する必要があります。また、弁当容器等の使い捨て製品に使用されるプラスチックの削減のため、プラスチックから代替素材への転換を進める必要があります。

Topic

海洋ごみとマイクロプラスチック

近年、海に漂い、海岸にも漂着する海洋ごみが世界的な問題になっています。海洋ごみの中には、プラスチックが多く含まれており、海の環境だけでなく、観光や漁業など経済活動へも影響を与えています。

また、波の力や紫外線の影響などにより、小さく砕けたものは「マイクロプラスチック」と呼ばれ、動物が飲み込むなど生態系に影響を与えるとともに、食物連鎖を通じて人体に取り込まれることによる影響が懸念されています。



2 取組方針

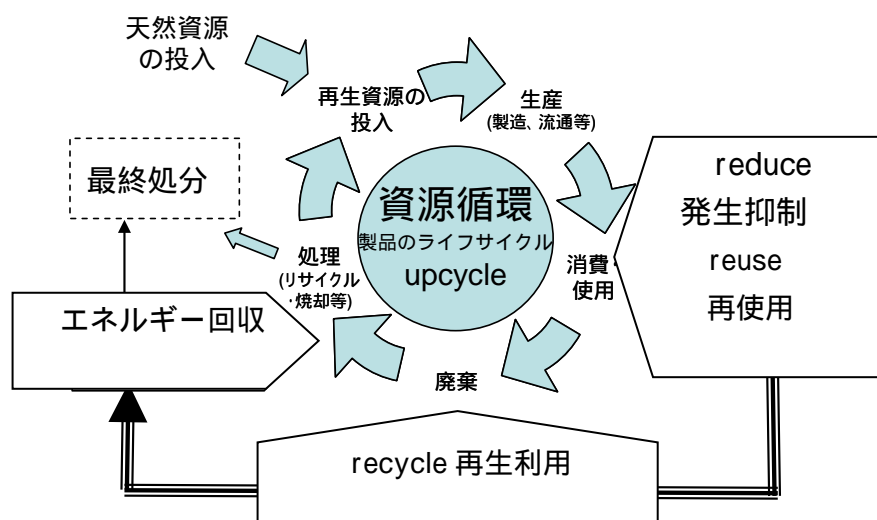
循環基本法で定められている、Reduce 発生抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用、エネルギー回収という優先順位を踏まえ取組を進めます。

Reduce 発生抑制は、廃棄物の減量のために最優先で取り組まなければならないことから、実際の行動に結び付けやすいように、生活のあらゆる場面において重点的に取り組みます。

一般廃棄物の発生抑制のため、家庭での生活系ごみの削減の取組を更に呼び掛けるほか、事業系ごみの削減のため、地域の主要産業などの特徴を踏まえた市町ごとの効果的な事例を調査・紹介するなど、市町の取組を支援します。

プラスチック資源循環について、国の「プラスチック資源循環戦略」や「プラスチック・スマート¹」に歩調を合わせ、本県独自の静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」を展開するほか、賢いプラスチック利用の推進やプラスチックのリサイクルの徹底に取り組みます。

県民の廃プラスチックや食品ロスの削減等の取組に「クルポポイント（[50ページのコラム参照](#)）」を付与し、更なる環境に配慮した実践行動を促進します。



図表 34 循環型社会の考え方

3 具体的取組

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用の推進

ア 衣・食・住で取り組む発生抑制

【衣（衣類ごみの削減）】

衣料は、行政回収や集団回収のほか、大型小売店等での店頭回収、リユースショップやフリマアプリでの販売等、様々な回収ルートが形成されています。

¹世界的な課題である海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、個人・企業・団体・行政などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行い、プラスチックと賢く付き合っていくことを呼び掛ける環境省のキャンペーン

不用品が、ごみにならずに次の所有者に引き継がれたりリメイクされたりすることで、新たな価値と役割が与えられ、循環していく仕組みづくりを積極的に広報啓発します。

【食(食品ロスの削減)】

県民、事業者、行政等が連携し、食品ロスの削減に取り組みます。環境教育や消費者教育等を実施したり、県民に対し食品ロス削減の3つのポイント「買いすぎない」「使いきる」「食べきる」を啓発します。

賞味期限や消費期限切れによる廃棄物を減らすため、すぐに消費するものは、小売店の商品棚の手前に陳列された廃棄期限の近い商品を選ぶ「手前取り」を県民に呼び掛けます。

フードバンク活動は、生活困窮者への支援はもとより、食品ロスの削減にもつながるため、県民や事業者に対し、フードドライブの活用などの啓発を行い、県内のフードバンク活動団体の取組を支援します。

Topic

フードバンク活動とフードドライブ

食品メーカーなどから、包装の印字ミスや賞味期限が近いといった理由で品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動を「フードバンク活動」といいます。

家庭にある余った食品を回収して、フードバンク活動を行う団体等を通じて支援を必要とする個人や団体に寄付する取組を「フードドライブ」といいます。

【住(くらしの無駄削減)】

レジ袋や紙コップなど使い捨て製品に替えてマイバッグやマイボトルの利用、過剰包装の辞退など、環境に配慮したライフスタイルが定着・拡大するよう啓発に努めるとともに、街なかの給水スポットなど利用しやすい情報を発信します。

プラスチック製品の衛生面、機能面での優れた特性を活かし、生活に取り入れて賢く使う一方で、安易に使い捨てをしないよう、県民の意識への浸透を図ります。

特設サイト「くらしのごみ削減ナビ「Rのあるくらし」」において、家庭におけるごみ削減に関する情報を分かりやすく提供し、県民のごみ削減に向けた具体的な行動を促します。

リユース食器の貸出を行う団体等の情報発信を行い、イベント時における利用を促進します。

可燃物や最終処分される廃棄物の中には、まだ再生可能な資源も多く含まれ

ています。市町が実施する分別収集、民間による古紙回収、ペットボトル店頭回収等の更なる資源循環の取組への協力、各種リサイクル法に基づく適正処理等の徹底を図り、質の向上や更なる回収量の増加により最終処分量の減量に努めます。

古紙回収は、市町による回収のほか、事業者のコンテナ等による回収等が増え、県民にも資源として回収する意識が広がりつつありますが、可燃物に混じって捨てられる雑紙等の紙ごみも見られることから、分別の更なる呼び掛けの徹底を図ります。

家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う不用品回収業者対策として、県民に適正な処理方法の周知・啓発に努めます。

平成 21 年 6 月に施行された長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)に基づき、長期間にわたって使用可能な「長期優良住宅」の普及啓発を図ります。

官民連携による空き家等利活用の検討や、リフォームに対する税制上の優遇措置、市町の助成制度、金融機関のローン金利優遇制度などの周知により、既存ストックの有効活用を図り、建築物の解体・建替えによる建設廃材処分等の環境負荷の低減を推進します。

Topic

使用済紙おむつリサイクルの動き

日本は65歳以上の老年人口が3割を占める高齢社会となっており、使用済紙おむつの排出量は、208万トン/年(2015年)から、245万トン/年(2030年)へと大きく増加していくと推計されています。

使用済紙おむつは、し尿を吸収して水分が多く発熱量が小さいため、焼却等ではごみ処理施設に負荷がかかりますが、素材としては上質パルプ、樹脂、高分子吸収材(SAP)から構成されており、リサイクルによりパルプ等の有効利用が可能です。

リサイクルにより、自治体でも可燃ごみが減少するため、焼却炉の更新時に規模の最適化や廃棄物処理費用の最小化等につながるほか、焼却に助燃剤を使う場合は使用量削減もでき、コスト削減にもつながります。

環境省では2020年3月に「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を策定しており、この中で4つの先進事例が紹介されています。

- ・福岡県大木町:紙・パルプの回収と再生利用
- ・鹿児島県志布志市:使用済紙おむつの水平リサイクル
- ・千葉県松戸市:パルプ・プラスチックと熱回収
- ・鳥取県伯耆町:使用済紙おむつの燃料化

このうち志布志市では、紙おむつ製造会社のユニ・チャーム等と分別回収・リサイクルの実証実験を行っており、リサイクルの効果が次のとおり報告されています。

- ・二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が87%減少。
- ・大人用の紙おむつ100人分を1年間リサイクルすると、2トン積みのごみ収集車約23台分のごみが減り、100本分の森林資源を使わなくてすむ。

ユニ・チャームでは、使用済紙おむつをリサイクルして再生紙おむつを製造する「水平リサイクル」を世界で初めて行ったという紙おむつを2022年に発売する予定です。

これらの動きを踏まえて、使用済紙おむつのリサイクルを検討していく必要があります。



出典:環境省「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」 啓発パンフレット

Topic

地球温暖化防止「県民運動ふじのくにCOOLチャレンジ」と連携した取組

(「クルポ」を活用した県民の行動変容の推進)

県では、スマートフォン等のアプリ「クルポ」を活用し、県民の皆様を楽しみながら地球温暖化防止の取組を実践していただく取組をしています。

資源循環分野の取組も地球温暖化防止に寄与することから、クルポでの取組をきっかけに環境に良い行動を意識付けることで、県民の新しいライフスタイルの定着を目指します。

< 概要 >

- ・スマートフォン等の無料アプリ「クルポ」をダウンロード後、協力店等で温暖化防止活動(アクションメニュー)をし、アプリでQRコードを読み込むことで、ポイントを獲得
- ・ポイントたまると抽選で景品を獲得できる。



< アクションメニュー >

- ・20種類以上のメニュー、県内約3,500か所のポイント獲得スポットを用意。

主なアクションメニュー	内容
リサイクルBOXの利用	スーパー等のリサイクルBOXでの分別
飲食店等での食べきり	飲食店等での食べきりによる食品ロス削減
レジ袋削減	県内セブンイレブンでレジ袋を断る
クール/ウォームシェア	県内公共施設等でのクール/ウォームシェア
環境イベントへの参加	実行委員会が認定する環境イベントへの参加
公共交通機関の利用	バス、電車の利用(富士市、掛川市)

< 事業主体 >

県、企業、団体、市町等で構成する実行委員会にて実施。

ふじのくにCOOLチャレンジ実行委員会(令和2年6月現在)	
委員長	静岡県地球温暖化防止活動推進センター長 佐藤博明 (元静岡大学学長)
副委員長	静岡県くらし・環境部長
構成員	行政(県・市町)36団体、民間企業12社、事業者団体6団体、 市民団体等5団体、県内民放テレビ局4社 計63団体
事務局	静岡県地球温暖化防止活動推進センター

Topic

本県独自の取組 静岡県海洋プラスチックごみ防止「6 R県民運動」

世界では毎年 800 万トンものプラスチックごみが海に流れ込んでいると推計されています。本県の海岸でも、暮らしの中から出たと思われるペットボトルやレジ袋などが大量に見つかっています。

プラスチックは私たちの生活に欠かせない素材ですが、自然分解されにくく、小さく砕けても長期にわたり海に残存するため、生態系や人の健康への影響が懸念されています。また、日本の1人当たりのプラスチック容器包装の廃棄量は世界で2番目に多いと言われています。

本県は 500km を超える長い海岸線を有し、アカウミガメの産卵場所になるなど、多くの生き物が命を育む場となっています。こうした環境を守るために私たち一人ひとりがプラスチックを削減し、さらに海に流出させないように取り組むことが必要です。

県では、令和元年5月から、プラスチックごみ削減のため、従来の3 Rに、新たな視点でのR(3つのR)を加え、本県独自の6 Rとして、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組を開始しました。

皆さんの現在の行動が未来の海を守ります。一人ひとりができる取組を増やしていきましょう。

従来の3 R

+

本県独自の3 R

Reduce

- マイバッグを常に持ち歩こう
- マイボトルを持とう
- ばら売りや量り売りを利用しよう

Reuse

- 詰め替え容器を使おう
- クリーニングハンガーを店に戻そう
- フリーマーケットを利用しよう

Recycle

- 市町のルールに従って分別しよう
- 資源回収に出そう

各市町HP・広報などを確認
※県ウェブサイトでも分別方法紹介中
Rのあるくらし

Refuse

- レジ袋を断ろう
- 使い捨てスプーンやフォークを断ろう
- 過剰な包装を断ろう

Return

- 店頭回収を利用しよう
- 外出時のごみを持ち帰ろう(ポイ捨てしない!)

Recover

- 清掃活動に参加しよう
- 落ちているごみは拾おう



社員で道路や緑地帯、河川の清掃を行っています。
(県西部の企業)



オリジナル人形劇を作って、海洋プラスチックごみの防止を呼び掛けています。
(県中部の団体)



地元女性団体と連携し、スーパーマーケットでマイバッグキャンペーンを実施しました。
(熱海市)

Topic

古紙は正しく分別を！

紙の原料にならない禁忌品が混ざっていると、紙を作る上で重大な障害が起こります。分別時に混ざらないように御協力をお願いします。

(出典：「公益財団法人古紙再生促進センター」ホームページ)

禁忌品

紙

粘着物のついた封筒 防水加工された紙 裏カーボン紙、ノーカーボン紙
圧着はがき 感熱紙 印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
金・銀などの金属が箔押しされた紙 捺染紙 感熱性発泡紙 合成紙
臭いのついた紙 水に濡れた紙、油のついた紙、使い終わったティッシュペーパー
やタオルペーパー、食品残さなどで汚れた紙

紙以外

粘着テープ類 フィルムの金具 金属クリップ類 フィルム類
ワッペン類

(注)市町・業者によって禁忌品が異なる場合があります。

イ ごみ処理有料化の検討

県は、国のガイドライン「一般廃棄物処理有料化の手引き(H25.4)」を活用しながら、一般廃棄物の発生抑制と再利用・再資源化を推進する方策の一つとしてごみ処理有料化を検討するよう市町へ働き掛けてきました。

国は、平成31年4月以降に、国の交付金等を活用し、ごみ焼却施設を新設する場合には、ごみ処理の有料化の検討を交付要件とするとしています。

ごみ排出量の削減を目的に、処理手数料を含めた指定袋の販売や、搬入重量に応じた手数料徴収が、多くの市町で行われています。ごみ処理の有料化の実施は、ごみが減る一方で、排出者となる住民に新たな負担を求めることになりますが、効果的な代替措置がない場合は、今後も導入や改善を働き掛けていきます。

図表 35 県内の一般廃棄物処理の有料化状況（令和元年 10 月 1 日現在）

収集ごみ		直接搬入ごみ	
生活系	事業系	生活系	事業系
48.6% 17 / 35 市町 (全国平均 62.4%)	100% 32 / 32 市町 1	82.4% 28 / 34 市町 2	100% 33 / 33 市町 3

収集ごみ ...ごみ集積所に出された指定袋を許可業者等が収集するもので、指定袋に処理手数料が上乗せ販売されている。

直接搬入ごみ...粗大ごみ等を自己車両によって、廃棄物処理場に直接搬入するもので、搬入重量によって手数料が徴収されている。

1 焼津市、吉田町、川根本町は収集なし 2 清水町は搬入なし

3 清水町、森町は搬入なし

ウ 排出事業者における廃棄物削減の取組の推進

排出事業者には、製造物等の原料選択や製造方法等の検討により、廃棄物の排出削減や再資源化、最終処分量の減少に努めることが必要なため、3 R の考え方や取組について積極的に紹介し、取組を促進します。

エ 各種リサイクルの推進

容器包装リサイクルの推進

容器包装については、「静岡県分別収集促進計画」に基づき市町の容器包装のリサイクルシステムの確立を支援します。

家電リサイクルの推進

家電リサイクル法の対象となる 4 品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)について、適正な回収及び再資源化ができるよう普及啓発に努めます。また、買替えでもなく、過去に購入した小売業者が特定できないような場合で小売業者に引取り義務が課されない「引取義務外品」に係る回収体制の維持のため、市町等を支援します。

建設リサイクルの推進

建設リサイクル法の対象となる 4 品目(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、建設発生木材、アスファルト・コンクリート)について、適正な分別解体等及び再資源化等がなされるよう啓発に努めます。

食品リサイクルの推進

食品廃棄物や食品ロスの削減を進めるとともに、サプライチェーンの中でやむを得ず廃棄されたものは再生利用する取組を支援します。

自動車リサイクル法

使用済自動車について、自動車リサイクル法に基づく適正な処分・再資源化等がなされるよう啓発に努めます。

小型家電リサイクルの促進

小型家電リサイクル法に基づく回収について、全市町が実施するよう促します。また、県民が安易に廃棄することなく市町回収や認定事業者等によ

る回収を利用するよう促し、回収量を増やすことにより、廃小型家電に利用されている鉄、レアメタル等の有用金属の再生利用を推進します。

再生事業者登録の活用

廃棄物再生事業者登録制度の活用により、古紙、金属くず、空き瓶類、古繊維の適正な再生を促進します。

再生可能エネルギー設備の適正処分・リサイクル

温室効果ガス削減に効果的とされる再生可能エネルギー(太陽光発電や風力発電等)の設備の設置・導入が進む中、将来の大量廃棄が見込まれることから、太陽光パネルの適正処理に関する新技術の動向を踏まえ、排出事業者や処分業者に対する指導を行っていきます。

オ リサイクル製品認定制度の普及推進

リサイクル製品の安全・安心に関わる基準を設定し、適正なリサイクル製品であることを認定する「静岡県リサイクル製品認定制度」について、関係機関・団体への説明会やパンフレットの作成・配布、ホームページへの掲載など幅広い広報を行い、認定制度や認定製品の周知を図るとともに、積極的な利用を呼び掛けます。

こうした関係機関と連携した取組により、県公共工事等での認定製品の積極的な利用をさらに推進し、適正なリサイクルを更に推進します。

カ エネルギー回収の促進

ごみの循環的利用及び処分の基本原則に基づいて処理を行った上で、焼却せざるを得ない廃棄物について、熱エネルギーとして回収を行う発電施設を有するごみ焼却施設が普及してきています。

市町の焼却施設の整備については、国の交付金を活用し、高効率のエネルギー回収及び停電時に自立稼働により処理事業が継続ができる廃棄物処理システムの確保を推進します。また、民間の焼却施設の更新等の機会において、熱やエネルギーを回収する設備導入を推進します。

令和4年度のプラスチック資源循環法の施行に伴い、プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収及び再資源化等が国の施設整備の交付金の交付要件になるため、法の趣旨を踏まえ、リサイクルやエネルギー回収等の先進事例や情報の収集と発信を行い、施設整備を予定する市町を支援します。

図表 36 県内のごみ焼却施設におけるエネルギー回収状況

区分	施設数	余熱利用なし	余熱利用あり(うち発電あり)
市町等設置	32	11	21(10)

(令和3年4月時点の稼働中の施設)

図表 37 県内のごみ発電施設の整備状況

設置者	施設名	開始	処理能力	発電能力	総発電量 (R1)
静岡市	西ヶ谷清掃工場	H22	500t/日	14,000kW	66,411MWh
	沼上清掃工場	H7	600t/日	8,390kW	47,034MWh
浜松市	南部清掃工場	S56	450t/日	2,800kW	22,737MWh
	西部清掃工場	H20	495t/日	9,600kW	47,382MWh
島田市	田代環境プラザ	H18	148t/日	1,990kW	10,403MWh
富士市	新環境クリーンセンター	R2	250t/日	6,800kW	-
磐田市	磐田市クリーンセンター	H23	224t/日	3,000kW	13,665MWh
御殿場市・小山町広域行政組合	富士山エコパーク焼却センター	H27	143t/日	2,500kW	14,853MWh
掛川市・菊川市衛生施設組合	環境資源ギャラリー	H17	140t/日	1,700kW	9,096MWh
袋井市森町広域行政組合	中遠クリーンセンター	H20	132t/日	1,784kW	10,620MWh
10 施設計		-	3,082t/日	52,564kW	242,201MWh

(2) プラスチックごみ対策の推進

ア 海洋プラスチックごみ防止の取組

ごみ削減に必要な従来の3Rに、使い捨てプラスチックを使用しないことや海岸・河川の清掃活動への参加など県独自の3Rを加え、県民一人ひとりの実践を呼び掛ける、静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」(令和元年度～)を市町や賛同者と連携して展開し、多くの県民・事業者にプラスチックごみの発生抑制と海洋流出防止の取組の実践を呼び掛けます。

使用後に海洋環境に流出するおそれのある肥料の被覆材や漁具等のプラスチック製品については、国のバイオプラスチック導入ロードマップ等を参考に、生分解性プラスチックなどの活用を事業者に呼び掛けます。

イ プラスチック資源のリサイクルの徹底

プラスチック資源のリサイクル促進を目的とした「プラスチックの資源循環の促進に関する法律」(プラスチック資源循環法)が令和4年4月に施行される見込みであり、製造事業者等が努めるべき環境配慮設計、市区町村の分別回収及び製造事業者等による自主回収、排出事業者の再資源化等の措置を講じるよう求められる予定です。

国は、同法に基づき、事業者に対し、プラスチック使用製品の製造等の過程における端材の発生抑制や、流通の過程において使用されるプラスチック製の包装材の簡素化など、事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出を抑制する工夫を求めています。

県民・事業者に静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」を通してリサイクルを実践するよう呼び掛けていきます。

また、市町によるプラスチック製品の収集が個々の事情に応じて柔軟に進み、事業者による回収・再資源化が推進されるよう、国の動きを踏まえ、資源化施設等の導入事例や、施設・設備の高度化に係る国庫補助金の活用等について、市町や事業者に情報発信します。

ウ プラスチック代替素材への転換促進等

国は、プラスチック資源循環法に基づき、従来無料で提供されてきた使い捨てプラスチックのスプーンやストロー、クリーニングハンガーなど12品目を「特定プラスチック使用製品」に指定し、事業者に対し、有料化など提供方法の工夫や、再生可能資源や再生プラスチック等の代替素材への転換など製品の工夫を求めています。

特定プラスチック使用製品に限らず、より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装や製品の原料を再生材や紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源に適切に切り替えていく必要があります。

代替素材を活用した先進事例の情報を収集して事業者に取り組を呼び掛けるとともに、事業者の取組を県民に周知して積極的な利用を啓発します。

代替素材への転換促進に当たっては、プラスチックの機能性や利便性に留意し、代替素材の使用によりかえって環境負荷が増大することのないように配慮することも県民や事業者に啓発します。

使い捨て容器等の代替としてリユース食器等の活用も有用であることから、優良事例の紹介等を通して、全体的な環境負荷が増大することのないように配慮した上で活用することを県民や事業者に啓発します。

基本方針 2 廃棄物適正処理の推進

1 現状と課題

(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成

事業活動に伴って発生した廃棄物は、排出事業者自らの責任において、法に基づき適正に処理しなければなりません。一部の違法・不適正な処理によって、生活環境への悪影響が懸念されています。適正処理の推進や不法投棄の防止のため、事業者指導を強化するとともに優良事業者の育成を図る必要があります。

加えて、廃棄物処理に係る情報管理の合理化を図るため、電子マニフェストの一層の普及を促進するほか、自動車リサイクル法、建設リサイクル法などに基づき、関連事業者への監視、指導等を強化する必要があります。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物等の有害物質を含む廃棄物等についても、適正な処理が必要です。

(2) 不法投棄対策の推進

県内の不法投棄の発見件数は減少傾向となっており、大規模案件は減少しているものの、リサイクル、有価物・土砂を称する偽装など、手口が巧妙化し、産業廃棄物の認定が難しい事案が増加しています。

一旦発生すると、原状回復に向けた指導には多くの時間と手間を要することから、関係機関・団体との連携強化やパトロール回数を増加することで早期発見に努めるとともに、「排出事業者責任」の徹底を図り、法令に基づいた行政処分の厳正な執行が必要です。

図表38 産業廃棄物の不法投棄発見件数等の推移（政令市を除く。）

年 度	単 位	27	28	29	30	元	2
発見件数	件	33	23	29	24	16	17
(うち富士山麓)		(14)	(12)	(8)	(10)	(4)	(12)
発見量	トン	299	219	108	132	202	127
(うち富士山麓)		(50)	(34)	(44)	(38)	(93)	(96)

(3) 災害廃棄物の適正処理の推進

大規模災害時に発生する廃棄物を関係機関・団体と連携して迅速に処理するため、初動対応に必要な事項をあらかじめ定め、発災時には、被害状況を踏まえ、直ちに対応できるよう、災害廃棄物処理計画の充実を図る必要があります。

また、単独の市町で処理が困難な場合や、県内だけで処理できない場合に対応できるよう、県内市町等の相互協力や、県域を越えた支援・受入要請など

広域的な相互支援体制の構築を図る必要があります。被災支援の知見をもった自治体職員を登録し、災害時に、受援したり、派遣したりする人材バンク制度を活用していくことも必要です。

(4) 廃棄物処理体制の充実

人口減少の進展により、一般廃棄物排出量の減少が見込まれることから、施設の効率的な運営や計画的な維持補修による長寿命化を図るとともに、施設の更新時期に合わせて、ごみ処理の広域化・施設の集約化を推進していくことが必要です。

近年、家庭や中小の事業所から排出される使用済み家電製品等を収集、運搬する「不用品回収業者」の中には、一般廃棄物処理業の許可等を受けず廃棄物処理法に抵触する違法な行為を行っている場合もあるため対策が必要です。海岸には、近年、多発する自然災害により発生・漂着した流木等の廃棄物や、日常生活から不適切な管理による流出や、海岸利用者等がポイ捨てしたプラスチックごみ等による、海岸環境の悪化が懸念されるため、海岸漂着物の発生の抑制及び円滑な処理を図ることが必要です。

2 取組方針

一般廃棄物の適正処理を推進するため、観光業や小売業など主要産業の違いや特性など市町の実情に合わせた、助言や技術的支援を行います。

産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者の処理責任を徹底します。産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設設置の許可等について、法令等に基づく厳格な審査を行うとともに、産業廃棄物処理施設の定期検査及び水質の検査等によりの確な事業者指導を推進します。また、PCB廃棄物等の有害物質を含む廃棄物等の適正処理を推進します。

図表 39 令和2年度産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業許可の状況
(政令市を除く。)(件)

区 分	許可件数			変更届	令和2年度末 許可業者数
	新規	更新	変更		
産業廃棄物収集運搬業	384	946	111	4,580	7,501
産業廃棄物処分業	6	78	13		391
特別管理産業廃棄物収集運搬業	20	48	10	702	521
特別管理産業廃棄物処分業	0	0	0		13
計	410	1,072	134	5,282	8,426

図表40 令和2年度産業廃棄物処理施設設置許可の状況（15条施設）
（政令市を除く。）（件）

区 分	許可件数		事前協議	令和2年度末 許可施設数
	新規	変更		
中間処理施設	5	3	7	472
最終処分場	2	1	0	53

県と市町が連携して、一般廃棄物・産業廃棄物の区分にとらわれない指導・監視体制を構築します。複数の市町にまたがる問題については、広域的な視点から調整や助言を行います。

廃棄物の不法投棄撲滅に向けて、不法投棄110番の運用、不法投棄監視員の委嘱、民間企業等との協定により、県民総ぐるみの監視通報体制を構築し、不法投棄をさせない社会環境を作り上げていきます。

警察などの関係機関との連携を深め、不法投棄を早期に発見し、排出者や行為者・関与者への責任追及を徹底します。

土砂の不適切な県内搬入を防止するため、関係機関との連携を強化します。

図表41 不法投棄通報制度の状況（令和2年度実績）（件）

区 分	通 報 件 数
一般廃棄物関係	10
産業廃棄物関係	20
そ の 他	16
計	46

3 具体的取組

(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成

ア 排出事業者処理責任の指導の徹底

廃棄物の発生から最終処分までの管理を適正に行う排出事業者処理責任を徹底するため、産業廃棄物の排出事業者を対象に廃棄物処理法に関する研修会や立入検査を通じて、処理基準、委託基準及びマニフェスト制度などに関する法令遵守の指導を行います。

県外から搬入される産業廃棄物の適正処理のため、県外排出事業者に対し、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例(以下「条例」という。)に基づく搬入処分計画の事前協議の実施を徹底します。

イ 産業廃棄物処理施設・処理業者への指導の強化

廃棄物の適正処理を徹底するため、処理業者や処理施設設置者に対する法令、条例に基づく審査や立入検査を的確に行うとともに、監視、指導・助言を行うとともに研修会を実施します。

産業廃棄物処理業者による不適正処理を防止するため、処理業許可の申請における厳格な審査を継続するとともに、悪質な法令違反者に対しては、行政処分を迅速かつ厳正に行います。

ウ 優良産廃処理業者認定取得業者の拡大

産業廃棄物の適正な処理体制の整備を図るため、説明会等により認定取得業者の増加を図るとともに、認定業者が優先的に委託先として選定される環境づくりを推進します。

エ 電子マニフェストの普及促進

廃棄物の不適正処理を抑止するとともに廃棄物処理に係る情報管理の合理化を図るため、排出事業者や処理業者に利用を働きかけ、電子マニフェストの普及をより一層促進します。

オ 自動車リサイクル法に基づく監視・指導の実施

自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正処理をより促進するため、自動車解体業者や破砕業者等関連事業者への監視・指導等を実施します。

カ 建設工事におけるパトロール等監視・指導の実施

建設工事における更なる産業廃棄物の取扱いの透明性を図るため、関係機関との連携によるパトロール等監視・指導等を実施します。

キ 事業者表彰の実施

産業廃棄物の減量化、再生利用の促進、中間処理施設の設置、最終処分場の確保等、産業廃棄物の適正処理の推進に貢献し、他の模範となる者の表彰を行うことで県民や事業者等の意識の高揚を図り、産業廃棄物の適正処理をより一層推進します。

ク 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の処分や再生利用の実態を調査し、適正処理に必要な情報の提供に努めるとともに、処理状況の透明化を促進します。

県内の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は12年3か月です（管理型最終処分場17年、安定型最終処分場7年5か月（令和3年3月末））。引き続き、産業廃棄物処理施設について、法的・技術的な助言などの支援を行うとともに、情報公開などの周辺住民への説明責任を徹底させます。

ケ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物の適正処理を推進するため、「静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄

物処理計画」に基づき、令和9年3月までに県内に所在するPCB廃棄物の全量が確実に適正に処理されるよう、保管事業者及び使用事業者に対し、周知や指導に取り組みます。

コ ICTを活用した監視・指導

不適正保管や過剰保管の防止や再発抑止のため、効率的・効果的な指導・監視が可能となる新技術の導入を検討します。

Topic 電子マニフェストを活用しましょう

産業廃棄物管理票(マニフェスト)には、紙マニフェストと電子マニフェストの2種類があり、排出事業者はこれらのいずれかを選択して使用します。

電子マニフェストには、ウェブを活用して、登録したり、廃棄物の処理状況の確認ができるなどの利点があることから、使用を推奨しています。

様々なメリットがある電子マニフェストを活用してみませんか。

【電子マニフェスト活用のメリット】

排出事業者・処理業者は、マニフェストの登録・報告が簡単

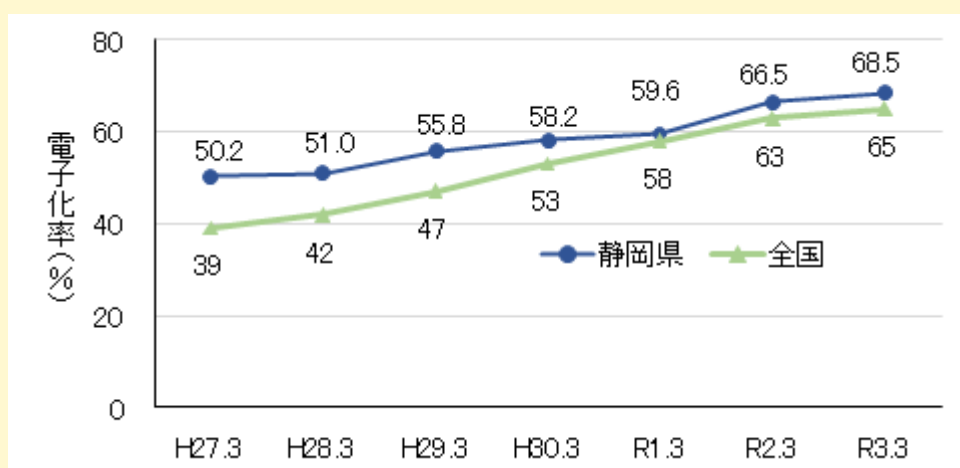
紙マニフェストに必要な5年間保存が免除

廃棄物の収集運搬及び処分の状況を簡単、迅速に確認可能

マニフェスト情報の集計や社内システムとの連携が可能

排出事業者は、年1回の産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要

< 電子マニフェストの普及率 >



Topic

優良産業廃棄物処理業者認定制度

都道府県知事・政令市長が、遵法性や財務体質の健全性、ISO14001 やエコアクション21 の認証等の通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を認定する平成 23 年度から開始した制度です。

認定業者は、ウェブ上の優良産廃処理業者ナビゲーションシステム(優良さんばいナビ)で広く紹介されるほか、許可の有効期間の延長(5年から7年)、財政投融資における優遇、廃棄物の保管上限の引き上げなどのメリットがあります。

排出事業者にとっては、環境に配慮した事業活動をアピールできるほか、コンプライアンスの確保、リスクマネジメントの面から認定業者を活用するメリットがあります。

さらに、排出事業者が認定業者に廃棄物の処理を委託する場合に行う実地確認を平成 27 年4月から不要とするなど、廃棄物の処理を認定業者に委託しやすい環境整備を進めています。

(2) 不法投棄対策の推進

ア 早期発見・早期撤去の取組拡大

不法投棄の早期発見を図るため、職員に加え民間監視員、民間警備会社への委託、関係機関による船艇やヘリコプターによるパトロールを実施します。不法投棄を発見した場合には、警察とも連携を密にして、速やかに行為者や関係者を特定し、早期撤去を指導します。

不法投棄された廃棄物の撤去活動等、NPO等の自主的な取組に対して支援するとともに、不法投棄未然防止等のための関係機関との協定や各種会議を通して官民が連携し、多様な主体との連携をより不法投棄の未然防止を強力に推進します。

不法投棄に関係した排出事業者や処理業者、行為者等に対する粘り強く、撤去指導を行うとともに、改善がない場合は、躊躇なく改善命令や措置命令を行います。

イ 啓発活動等の推進

県民の意識の高揚を通じて不法投棄を防止するため、市町、関係団体等と連携し、街頭キャンペーン等の啓発活動を行い、県民からの通報に対しては、現地確認や関係機関への連絡等、迅速に対応します。

ウ 監視の強化

富士山麓等の不法投棄が多発する地域や不適正処理が疑われる場所では、監

視カメラの活用、重点的なパトロールの実施等により、監視を強化していきます。

エ 関係者との緊密連携

山梨県、神奈川県などの隣県との緊密な連携を図るため、情報交換のための会議や合同パトロールを実施します。

不法投棄に対しては、告発が有効な手段の一つであることから、警察との連携強化を図ります。

土砂と称して廃棄物処理法違反をかいぐるろうとする悪質な行為を防止するため、関係機関との連携強化を図ります。

オ ICTを活用した早期発見・監視

不法投棄廃棄物の早期発見のため、効率的・効果的な指導・監視が可能となる新技術の導入を検討します。

Topic

世界文化遺産富士山を官民協働できれいに

不法投棄された廃棄物は、捨てた者が撤去することが原則です。

県では、不法投棄した者を特定するために調査を行いますが、比較的小規模な不法投棄の場合、現場に残された手がかりが少なく、特定することが困難で撤去を指導することができません。また、法令上、県が直接廃棄物を撤去するのは、廃棄物が有害なものである場合等に限られます。

平成 25 年 6 月に世界文化遺産に登録された富士山周辺では、過去に不法投棄された産業廃棄物が残っており、豊かな環境と景観を阻害しています。そこで、県では民間のボランティアの皆様のお力等を借りて、こうした廃棄物を撤去するため、富士山麓不法投棄廃棄物撤去支援事業を創設しました。これは、投棄者が不明・死亡等の理由で撤去される見込みのない廃棄物の処分費用等を助成するもので、平成 26 年度には、廃タイヤ、木くず、がれき、かわら等、合わせて約 47 トンの廃棄物が撤去されました。

撤去作業に参加したボランティアの皆様からは、「富士山にこんなにゴミがあるとわかって驚いた。」とか、「今後も撤去活動を継続していきたい。」との声が寄せられており、今後もこうした活動が広がっていくことが期待できます。



撤去活動前



撤去活動後

Topic

不法投棄防止啓発活動と不法投棄 110 番

産業廃棄物の不法投棄防止、早期発見のためには、一般県民の皆様を含めた社会全体で監視をしていくことが重要です。そこで、県では6月の環境月間、12月の不法投棄撲滅月間にあわせて、県内5箇所では不法投棄撲滅街頭キャンペーンを開催しています。これは県民の皆さんに不法投棄防止に対する意識を高めてもらうことと、不法投棄通報制度(通称「不法投棄 110 番」)の周知を目的に、毎年行っているものです。

不法投棄等についての情報は、廃棄物リサイクル課内に設置された「不法投棄 110 番」で24時間受け付けています。

平成26年度には、県民の通報をきっかけに原因者が特定され、検挙につながった事例もありました。こうした有力な情報提供には、1万円の報奨金を交付する制度もあります。

これからも、「不法投棄。させない・されない・許さない!」をスローガンに、不法投棄撲滅を目指していきます。



(3) 災害廃棄物の適正処理の推進

ア 静岡県災害廃棄物処理計画の充実

過去に発生した東日本大震災等の災害からの知見や教訓を踏まえ、平常時から災害廃棄物処理対策に取り組んでいます。

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を目的に、平成27年3月、静岡県災害廃棄物処理計画を策定しました。この計画は、廃棄物処理法第5条の5において定められた都道府県廃棄物処理計画に記載された大規模な災害に向けた対策の基本的考え方を具体的に示すものとして位置付けています。

令和元年台風19号の災害廃棄物処理の経験などを踏まえ、計画の実効性を確保するため、令和2年7月にこの計画を改正しました。

今後も継続的に見直し、情報伝達訓練や職員研修による人材育成を行い、市町の災害対応力強化を支援します。

イ 広域連携体制の構築

災害時においても、平常時と同様に、環境保全に努めるとともに、徹底した分別、再生利用等による減量化を基本的な考え方として、市町や民間団体等と連携・協力して災害廃棄物処理に取り組み、復旧・復興を進めます。

単独の市町において処理が困難な場合は、県内の市町等が相互協力し、広域的に処理する体制の構築に取り組みます。

県内だけで対応できない大規模な災害が発生した場合は、県域を越えた支援要請や受入要請に対応できるよう、環境省が設置する災害廃棄物対策ブロック協議会（関東、中部）に参画し、相互支援体制の構築を進めます。

(4) 廃棄物処理体制の充実

ア ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の推進

焼却施設の整備については、国通知や静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープランに基づき、広域的・中長期的な視点で、ブロック区割りごとに進捗状況を把握し、安定的・効率的な処理体制の構築を推進します。また、具体的な検討及び協議が円滑に進むよう関係市町等との調整を行い、支援します。国の交付金活用による一般廃棄物処理施設の整備に必要な「循環型社会形成推進地域計画」を策定する市町等へ技術的援助や助言を行います。

最終処分場については、各市町は、排出削減やリサイクルなどによる延命化や民間事業者への委託処理等による複数確保を図ります。

し尿処理施設については、老朽化に伴い、下水処理施設との連携や、付帯する焼却施設を廃止し自治体の焼却施設で処理するなど効率化を推進します。また、ストックマネジメントの考え方により基幹的設備改良工事を実施する場合又はリン等の回収により資源化が見込まれる場合は、汚泥再生処理センターとしての整備を推進します。

廃棄物系バイオマスの利活用は、温室効果ガスの排出削減に資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、飼料化施設、堆肥化施設、燃料化施設等の整備や民間施設の活用を推進します。

イ 不用品回収業者対策の強化

不用品回収業者は、「なんでも回収します。」と宣伝しながらトラックで戸別回収する者、無料回収等の看板やのぼり旗を立てた空き地や駐車場へ使用済家電製品を持ち込ませる者、インターネットやチラシで不用品回収を宣伝し訪問回収する者が該当します。

こうした者の中には、産業廃棄物処理業や古物商の許可がある旨を表示し、いかにも合法業者であるかのように装っている場合があります。

「無料をうたっておきながら作業後に料金を請求された。」「当初の見積も

りの倍以上の料金を請求された。」等の消費者トラブルになった事例も報告されていることから、消費生活センターや市町と連携して、県民への使用済家電の適正な処分方法の周知・徹底を図ります。

平成 30 年に廃棄物処理法が改正され、有価物である特定の使用済家電（テレビ、エアコン等の計 32 品目）の保管や処分を行う事業者は、県への届出が必要となりました。

これらの業者に対する対策として、平成 30 年 7 月に市町や警察等の関係機関と設置した「静岡県不用品回収拠点対策協議会」と連携し、立入検査や職員研修等を実施し、監視体制及び指導を強化します。

ウ 海岸漂着物等対策の推進

平成 21 年に、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）が制定され、本県においても、海岸管理者、市町、ボランティア団体など、関係者による海岸漂着物対策が行われてきました。

海岸漂着物対策をより一層促進するため、平成 27 年に策定した静岡県海岸漂着物対策地域計画に基づき、関係者の相互協力を更に強化し、県内海岸の良好な景観及び環境の保全を図ります。

海岸の良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図るため、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う市町に対して助成します。

令和元年度から開始した静岡県海洋プラスチックごみ防止「6 R 県民運動」を展開し、海岸での清掃活動やポイ捨て防止の啓発により、県民の実践行動を促進します。

エ 感染症対策による事業継続

感染性廃棄物が適正に処理されるよう、周知・徹底します。

家庭からのごみの出し方については、市町等と連携し、住民へごみ袋の縛り方などの周知・徹底を図ります。

平常時と同様に、一般廃棄物や産業廃棄物の処理業務が円滑に行えるよう、市町や業界団体等と連携し、処理業者に対し、業務継続計画の策定や感染防止対策強化を促します。

Topic

不要な土砂による“不適切”な盛土って？

資源として有効に利用される「土砂」も、不適切に盛土されてしまうと、景観を損ねるだけでなく、環境問題や社会問題を生じさせることがあります。令和3年7月3日に発生した熱海市伊豆山における土石流災害もその悲惨な結果ではないでしょうか。

一般的に、建設工事現場では土を削ったり掘ったりして有効活用されますが、その過程で生じる余った土全般を総称して「残土」と呼びます。建設現場で発生する「残土」には廃棄物を含んだ状態で発生することがあり、純粋な土や石、砂などへ分別する手間が省かれ、工事現場から搬出され受け入れが許可されていない場所に運ばれたり、知らないうちに山林等に投棄(?)されて、“不適切”に盛土される例が見られます。

こうした「残土」処分が引き起こす問題は、人命にも影響を与える深刻なものです。崩落の危険や、周辺住民の生活や安全が脅かされることがないように、「残土」処分は適切に行われる必要があります。放置される「残土」が発生しないよう管理することも忘れてはいけません。

建設工事が行われる限り「残土」の発生は止められません。盛土として利用される技術においては、土を締め固めるという作業が大切であり、「残土」や廃棄物の扱いなどコンプライアンスが強く求められる行為です。

熱海市伊豆山の事案を受けて、国では全国一律で規制する法整備の検討が始まっていますが、過去に不当な処分された「残土」への対策とあわせ、今後も発生する「残土」を減少させる取組が課題であると言えるでしょう。



基本方針3 サークュラーエコノミーに向けた基盤づくり

1 現状と課題

(1) 新たなプラスチック戦略の推進

プラスチックの資源循環は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等の対応を契機として重要性が高まっており、国は、世界全体での資源・環境問題のみならず、経済成長や雇用創出等により持続可能な発展に貢献することを目指して、新たなプラスチック資源循環戦略を公表しました。

これを踏まえ、本県でも、使い捨てプラスチックの使用削減や代替品の開発・利用促進を図るとともに、分かりやすく効率的な分別・リサイクルを推進し、資源としてのプラスチックの循環利用を目指す必要があります。

(2) 食品ロス対策の推進

世界の食品ロスの発生量は食料援助量を大きく上回り、食品ロス削減は国際的な課題となっています。また、食品ロスを削減することは、食品の生産、加工、流通に要した資源やエネルギーの無駄の削減につながることから、循環経済と脱炭素社会への移行にも重要です。

食品ロス削減は一般廃棄物の削減の観点から重要であることを踏まえ、個人や事業者等のあらゆる主体が食品ロスの問題を「我が事」として捉え、理解した上で、食品の生産、流通、販売、消費等のライフサイクル全体で食品ロス削減に取り組むよう意識啓発を図る必要があります。

(3) 循環産業の振興支援

近年、デジタル技術の進歩に伴い、中長期的に長持ちする製品（衣類・バッグ、電化製品、車、産業用機械など）を購入・所有するのではなく、一定期間の利用権として定期的に料金を支払って利用する「シェアリング」や「サブスクリプション」と呼ばれるサービスなど、循環経済の新たなビジネスモデルが広がっています。

世界的なサーキュラーエコノミーへの転換の潮流を踏まえ、産業界や学界と連携し、新たな環境関連技術・製品の創出や、既存の技術等の普及、促進を行うとともに人材育成を図っていく必要があります。また、静岡県リサイクル製品認定制度を活用して環境配慮型製品を製造する企業等を支援し、リサイクル認定製品の普及促進を図る必要があります。

(4) 住民等への啓発、関係機関との連携強化

廃棄物・リサイクルに関する高い意識を持ち、主体的に行動できる人材を育成するため、子どもたちへの教育を始め地域社会に根差した環境教育や、消

費者の視点で環境に配慮した行動のための消費者教育を推進する必要があります。また、県庁内関係各課との連携はもとより、環境・資源等に関する団体や企業等との連携を強化する必要があります。

2 取組方針

資源が効率的に循環することで環境への負荷が少なくなり、自然環境が確保されます。これまでの「ごみを減らそう」ととどまらず「更に循環活用しよう」へ意識を転換していくことを目指します。

その資源を創意工夫し最大限活用できるよう、地域の多様な主体と協働して啓発の取組を促進します。

プラスチック資源循環について、国の「プラスチック資源循環戦略」等を踏まえて、静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」の展開や、プラスチックのリサイクルの徹底に取り組みます。(再掲)

食品ロス削減推進法及び国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえて、多様な主体と連携して取組を進めます。家庭や事業所からの食品ロスを削減するため、食材や製品原材料がごみになる前に有効活用される工夫の取組を推進します。

生産・流通・回収・リサイクルの過程を通して、多様な主体が連携し、市町単位だけでなく広域的な地域単位で、地域にある様々な資源を地域で循環利用し、循環産業の創出や地域循環共生圏の構築につなげ、環境と経済が好循環する社会の実現を目指します。

3 具体的取組

(1) 新たなプラスチック戦略の推進

ア 海洋プラスチックごみ防止の取組(再掲)

ごみ削減に必要な従来の3Rに、使い捨てプラスチックを使用しないことや海岸・河川の清掃活動への参加など県独自の3Rを加え、県民一人ひとりの実践を呼び掛ける、静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」(令和元年度～)を市町や賛同者と連携して展開し、多くの県民・事業者にプラスチックごみの発生抑制と海洋流出防止の取組の実践を呼び掛けます。

使用後に海洋環境に流出するおそれのある肥料の被覆材や漁具等のプラスチック製品については、国のバイオプラスチック導入ロードマップ等を参考に、生分解性プラスチックなどの活用を事業者呼び掛けます。

イ プラスチック資源のリサイクルの徹底(再掲)

プラスチック資源循環法が令和4年4月に施行される見込みであり、プラスチック資源のリサイクルを促進するため、製造事業者等が努めるべき環境配慮設計、市区町村の分別回収及び製造事業者等による自主回収、排出事業者

の再資源化等の措置を講じるよう求められます。

国は、同法に基づき、事業者に対し、プラスチック使用製品の製造等の過程における端材の発生抑制や、流通の過程において使用されるプラスチック製の包装材の簡素化など、事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出を抑制する工夫を求めています。

県民・事業者に、静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」を通してリサイクルを実践するよう呼び掛けていきます。

また、市町によるプラスチック製品の収集が個々の事情に応じて柔軟に進み、事業者による回収・再資源化が推進されるよう、国の動きを踏まえ、資源化施設等の導入事例や、施設・設備の高度化に係る国庫補助金の活用等について、市町や事業者に情報発信します。

ウ プラスチック代替素材への転換促進等（再掲）

国は、プラスチック資源循環法に基づき、従来無料で提供されてきた使い捨てプラスチックのスプーンやストロー、クリーニングハンガーなど12品目を「特定プラスチック使用製品」に指定し、事業者に対し、有料化など提供方法の工夫や、再生可能資源や再生プラスチック等の代替素材への転換など製品の工夫を求めています。

特定プラスチック使用製品に限らず、より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装や製品の原料を再生材や紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源に適切に切り替えていく必要があります。

代替素材を活用した先進事例の情報を収集して事業者に取り組を呼び掛けるとともに、事業者の取組を県民に周知して積極的な利用を啓発します。

代替素材への転換促進に当たっては、プラスチックの機能性や利便性に留意し、代替素材の使用によりかえって環境負荷が増大することのないように配慮することも県民や事業者に啓発します。

使い捨て容器等の代替としてリユース食器等の活用も有用であることから、優良事例の紹介等を通して、全体的な環境負荷が増大することのないように配慮した上で活用することを県民や事業者に啓発します。

(2) 食品ロス対策の推進（一部再掲）

ア 県民の意識啓発及び事業者等の取組促進

県民、事業者、行政等が連携し、食品ロスの削減に取り組みます。環境教育や消費者教育等を実施したり、県民に対し食品ロス削減の3つのポイント「買いすぎない」「使いきる」「食べきる」を啓発します。（再掲）

県民に対する啓発では、賞味期限と消費期限の違いや、事業者の行う商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組などの理解を促進します。

賞味期限や消費期限切れによる廃棄物を減らすため、すぐに消費するものは、

小売店の商品棚の手前に陳列された廃棄期限の近い商品を選ぶ「手前取り」を県民に呼び掛けます。(再掲)

食育に関する取組との連携を図りつつ、県民や児童・生徒に家庭や学校給食に係る食品ロス削減の出前講座などの啓発を推進します。

エシカル消費や食農教育等の啓発とも連携していきます。

食品の備蓄に当たっては、食品を少し多めに買い置きして、食べたならその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図ります。

事業系食品ロスを削減するため、県民に対し外食店等での食べきりを啓発するとともに、規格外・未利用の農林水産物の活用、食品ロス削減のための商慣習の見直し及びICTの活用、外食店での小盛サービスの提供など、食品関連事業者等の積極的な取組を促進します。

外食は、食べることができるように小盛サービスを利用するなど、「食べきること」が前提となります。やむを得ず持ち帰る際には、食中毒防止の観点から、外食事業者の説明を十分に理解して、希望する者が自己責任で持ち帰りをを行うことを県民に啓発していきます。

お弁当の売り切りや規格外などを理由に流通ルートに乗らない生産物や商品を販売するため、民間事業者がスマホのアプリを使って販売者と消費者をマッチングさせる仕組みやサービスも増えてきており、こうした新たな仕組みを紹介し、普及を支援します。

各市町においても、食品ロスの現状把握や「食品ロス削減推進計画」の策定に取り組むよう、市町の取組の参考となる情報の提供などを通して、市町に働きかけていきます。

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する全国の自治体で構成される「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に、県内では13市町が参加しています。全国的な情報交換に資することから、全市町に参加を呼び掛けていきます。

イ フードバンク等の取組への支援

フードバンク活動は、生活困窮者への支援はもとより、食品ロスの削減にもつながるため、県民や事業者に対し、フードドライブの活用などの啓発を行い、県内のフードバンク活動団体の取組を支援します。(再掲)

(3) 循環産業の振興支援

ア 環境ビジネスの裾野の拡大

循環産業を含めた環境ビジネスの普及拡大やESG金融の活用促進のため、環境ビジネス及びESG金融に関するセミナーやビジネスプランのコンテストを実施します。

産業界や学会と連携し、新たな環境関連技術、製品の創出や既存の技術等の普及、促進を図ります。

バイオマス発電設備・熱利用設備の導入支援など、バイオマスのエネルギー利用に向けた取組を促進します。

環境ビジネスへ新たに参入する事業者等に対し、研究開発から製品開発、販路開拓、資金繰り等の一貫した支援を行います。

イ 静岡県環境ビジネス協議会への支援

産官学で構成する静岡県環境ビジネス協議会では、循環型社会の形成に向けて新たな環境関連技術・製品の創出と既存の技術等の普及と促進を図っています。この協議会の会員として運営に携わるとともに、エネルギーやバイオマスなどをテーマとした視察会、セミナー、研究会等の事業を支援します。

ウ リサイクル製品認定制度の普及推進

「静岡県リサイクル製品認定制度」の普及促進により、環境配慮型製品であるリサイクル認定製品の認定数の増加を図ります。

(4) 住民等への啓発、関係機関との連携強化

ア 環境教育の推進

循環型社会の形成に向けては、将来を担う子どもたちへの教育が重要であるため、体験を重視し地域に根ざした学習等、環境教育の推進を図ります。

「環境」をキーワードに、企業、NPO法人、社会教育施設、行政等多様な主体が協力し、県民が様々な環境学習会等の選択肢の中から自由に選び、参加できる機会を創出します。

イ 消費者教育等の推進

人や社会、環境に配慮した消費行動である「人が幸せになるエシカル消費」を推進し、県民・事業者双方への普及啓発を行います。

貧富の差の拡大や環境破壊などの課題を解決しながら、持続可能な経済成長に貢献することにより、SDGsの達成を目指します。

○自らの消費行動が環境や社会に与える影響を考慮し、持続可能な社会の形成に積極的に参加する県民を育成します。

○学校、地域等における消費者教育の担い手を確保し、資質向上を図るための研修を実施します。

ウ 各種表彰制度の実施

県民の3R推進に対する理解と行動を後押しするため、大臣表彰や県知事表彰、団体表彰など様々な表彰制度により、循環型社会づくりに貢献している

個人、グループ、学校及び事業所等を表彰し、優れた3Rの取組の普及や広く啓発を行います。

エ 静岡県環境衛生自治推進協会連合会(環自連)との連携

県民の自発的、自主的なごみ削減の実践行動を促すため、環自連と連携し、市町環境衛生自治推進協会等を通じ地域住民組織の活動を支援します。環自連が毎年度開催する環境衛生大会において環境衛生功労者の表彰を行うほか、講演や事例発表を行う「3R推進フォーラム」を開催し、3Rの啓発活動を進めます。

オ 関係機関との連携強化

(ア) 多様な主体との連携強化

市町・一部事務組合・近隣県や各種団体等外部との連携を強化し、循環型社会形成に向けた情報交換や良好な生活環境の確保に向けた対策を講じます。

サーキュラーエコノミーに向けた県民や事業者の意識を醸成するため、児童生徒を始めとする若い世代や消費者等を対象とするデジタルツールを活用した啓発講座や研修会等を実施します。

(イ) 県庁内連携強化

静岡県循環型社会形成推進連絡会議(連絡会議)において、各部局の循環型社会形成に関連する施策の進捗状況の把握や情報交換を行います。

【関係施策一覧】

基本方針	内容		分野
1 3R の 推 進	営繕工事におけるエコマテリアルの活用	「“ふじのくに”エコロジー建築設計指針」の方針を遵守し、営繕工事における副産物の再利用及びリサイクル材の採用に努める。	営繕
	消費者への期限表示の普及啓発による食品ロス削減	保健所が実施する講習会やホームページ・マスメディアを通じた情報提供等、消費者に対する食品の安全に関する教育活動に併せて食品表示の賞味期限及び消費期限に関する知識を普及啓発し、消費者が期限表示について正しく理解することでまだ食べられる食品を捨てないようにする。	保健衛生
	ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査	各保健所管内のドライクリーニング施設(コインランドリー施設)について、隔年で、保健所の環境衛生監視員が、ドライクリーニング溶剤が適正に管理・処理されているか調査指導を実施する。	
	生活衛生営業指導業務委託	生活衛生営業施設の指導業務の一部を(公財)静岡県生活衛生営業指導センターに委託し、クリーニング生活衛生同業組合の生活衛生営業指導員を通じて、特別管理産業廃棄物の適切な管理を指導するとともに、溶剤漏出の抑制による効率化、溶剤使用総量の減量化を図る。	

基本方針	内 容(例示)		分野
1 3 R の 推 進	静岡県クリーニング生活衛生同業組合の取組	組合員に対し、使用済の金属製ハンガー・塩ビ製ハンガーのリサイクル、エコ商品（溶剤完全回収型のドライ機等）の使用促進、衛生関係法令の周知活動を引き続き行う。また組合オリジナルのエコリターンバックを作成し、希望者への斡旋販売を引き続き実施する。	保健衛生
	バイオマス活用推進計画の策定支援	バイオマスタウン構想でとどまっている市をはじめとして、より多くの市町がバイオマス活用推進計画を策定するよう、支援を行う。	バイオマス
	バイオマス利活用の促進	県民・事業者等を対象としたセミナーや情報交換会議の開催により、バイオマス利活用の促進を図る。	
	エコショップ宣言制度の普及促進	堆肥販売業者が「ふじのくにエコショップ宣言」し、環境に配慮した経営取組を実施できるよう、堆肥共励会を通じて普及促進を図る。	畜産
	学校給食用牛乳紙パックの回収リサイクル	県内学校給食用牛乳の紙パックを回収し、リサイクルする。	
	未利用、低利用水産物の有効活用	大量に水揚げされ肥料等にされてしまう魚や、未利用で廃棄されている部位を加工して販売する取組に対し支援する。	水産
	富土地域再生家庭紙利用促進協議会との連携	当協議会は再生紙需要の促進を図り、リサイクル産業としての製紙産業の発展・環境問題へ寄与することを目指している。紙の円滑なリサイクルシステム確立・再生家庭紙需要の促進を図り、調査研究をはじめ、富士山紙フェアへの協賛、都市圏でのキャンペーンの実施などに引き続き取り組む。	商工
	紙パルプ産業に関連する情報の収集	県富士工業技術支援センターでは、印刷物等がグリーン購入法の調達基準を満たすかどうかの判断に利用される、リサイクル適性試験の実施など、古紙の利用促進に関する支援を行っている。その他にも各種紙関連団体と連携し、紙パルプ分野の情報を収集し、必要があれば情報提供を行う。	
	解体工事業者への建設リサイクル法周知	解体工事業者の新規登録及び更新の際に、建設リサイクル法のパンフレット（環境省作成）を同封し遵守を徹底させる。	建設業
	リサイクル認定製品の利用促進	静岡県リサイクル認定製品について各研修会等でのPRを行い、工事発注時の単価作成を行う。	公共工事
下水汚泥の利用促進	下水道事業を実施している市町に対し、新技術によるエネルギー化などの情報提供を行い、下水汚泥の有効利用の継続と更なる利用の促進を働きかける。	下水	
浄水場発生土の有効活用	浄水場発生土の全量を中間処理又は有価処理（販売）し、100%有効利用する。また、廃棄物ゼロ（ゼロエミッション）を目指して、有価処理（販売）を積極的に行うとともに、販路の拡大を進める。	浄水	

基本方針	内 容(例示)		分野
2 廃棄物適正処理の推進	農業用廃プラスチックの適正処理推進	農業用に使用した廃プラスチックを適正に処理するよう関係機関と連携して推進する。	農業
	家畜排せつ物の適正処理推進	畜産農家を全戸巡回し、排せつ物処理状況の確認、指導を行う。また、家畜糞尿の処理施設等の整備助成を行う。	畜産
	紙関連団体との連携・活動状況把握	関連団体である(一社)静岡県紙業協会、(一社)静岡県紙パルプ技術協会の会員企業のほとんどが、抄紙時に発生する廃棄物(PS 灰)を有効活用するために収集・処理している。富士市役所が収集したデータを元に、有効活用の状況・処理量の推移等の情報を収集する。	商工
	電子マニフェストの利用推進	交通基盤部の発注する工事において、電子マニフェストの利用について推進する。	公共工事
3 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり	環境に配慮した農業の推進	農業の環境への負荷を軽減するため、化学肥料や化学農薬の削減、地球温暖化防止、生物多様性の保全など、環境保全型農業の生産者への普及と消費者の理解促進を図る。	農業
		環境保全型農業の普及を図るため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマーの認定等を進めるとともに、制度のPRを行う。	
	堆肥共励会の開催	有機農業を志向する農業者や消費者を支援するため、交流会の開催や情報交換を行う。	畜産

(ウ) 外部連携強化

市町・一部事務組合、近隣県や各種団体等と連携し、循環型社会形成に向けた情報交換や良好な生活環境の確保に向けた対策を講じていきます。

【外部連携一覧】

名 称	目 的	構 成
廃棄物リサイクル推進連絡会	一般廃棄物の適正な処理を図るための情報交換	県、市町・一部事務組合
ごみ減量・リサイクル推進委員会	県民・事業者・行政が一体となった実効ある取組	県、消費・生産・流通各団体
静岡県環境衛生自治推進協会連合会	地域社会の公衆衛生の向上、環境の美化、廃棄物対策に寄与	各地域環境衛生組織・市町
不用品回収拠点对策協議会	関係機関の不用品回収拠点（ヤード）対策に係る連携	県、市町、警察
中部圏循環型社会実現推進会議	循環型社会実現に向けた広域的な取組を推進するための情報交換、調査研究等	9 県 1 市（富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重・滋賀・名古屋）
災害廃棄物に関する連絡会	大量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための情報共有、情報交換等	県、市町・一部事務組合、民間団体
大規模災害時廃棄物対策 関東ブロック協議会 中部ブロック協議会	災害廃棄物処理に関する連携・協力体制の構築	環境省地方環境事務所、県、市、各種団体等
山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議	富士箱根伊豆地域における不法投棄の防止	山梨県、静岡県、神奈川県
産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（通称：産廃スクラム 32）	広域にわたる産廃不適正処理の防止、良好な生活環境の確保	1 都 11 県 20 市
富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議	富士山麓における不法投棄の未然防止	全 39 機関（市町・国・民間団体・警察・県）
静岡県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会	不適正処理・不法投棄等の未然防止	静岡市、浜松市、警察、海上保安本部、産廃協会、県

Topic

地域循環共生圏とは？

2018年4月に閣議決定した第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」(SDGs)や「パリ協定」といった世界的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱しました。

各地域が自分たちの足もとにある可能性のある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、資源を融通し合うネットワークを作り、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に向上し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、地域でのSDGsの実践(ローカルSDGs)を目指すものです。

その視点は、エネルギー、交通・移動システム、災害に強いまちづくり、衣食住の日々の生活者としてのライフスタイル等があります。

「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していきます。

<イメージ図>



環境省 地域循環共生圏 ~ローカルSDGsの創造~ホームページ等から抜粋・加工



ローカルSDGsの取組例（藤枝市）

藤枝市では、市民や事業者との協働を進めるため、市の課題や取組に即した身近で取り組みやすい目標として、SDGsの17のゴールをそれぞれ独自の目標に置き換えた「藤枝ローカルSDGs」を設定しました。重点施策である「4K（健康、教育、環境、危機管理）」や「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりにより、「ICT・デジタル技術」を取り入れることにより、安全・快適・便利で、真に豊かな暮らしを実現する「ふじえだスマート・コンパクトシティ」を構築し、「力強い経済」「安全安心な社会」「優しい環境」の“3方良し”の持続可能なまちづくりを推進することで、SDGsの達成に貢献することを目指しています。



環境施策においては、市民と事業者、行政が協働しクールチョイスやもったいない運動に取り組み、「環境日本一」を目指しています。温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」や「廃プラスチック・食品ロスゼロ」を表明し、持続可能な社会の構築を進めています。

さらに、(仮称)クリーンセンターの整備を志太広域事務組合と協働し進めるほか、生ごみを下水道浄化センターで資源化する手法の実現により、循環型社会のモデルを確立するとともに、市民の暮らしを豊かにする一段高い環境政策を進めています。

出典：藤枝市 HP